

入会規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本エコツーリズム協会(以下「本会」という)の定款第6条に基づき、本会への入退会の取り扱いに関する手続を定める。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款及び理事会が定める規則に同意したうえで、本規則に定める書式にて入会申込書を作成し提出しなければならない。

(会員の種別)

第3条 定款第5条に規定する会員は、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人(含む学生)又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会にて推薦された者

(正会員)

第4条 1 正会員は、本会の法律上の社員となって、通常年1回開催する総会に出席し、定款に定める事案の議決に加わる権利を有する。

2 個人・団体の別、年会費納入口数によらず、総会における正会員の議決票は、1票とする。

(賛助会員、名誉会員)

第5条 賛助会員、名誉会員は、正会員と異なり、第4条に掲げる権利及び義務は有さないものとする。

(会費)

第6条 会員は、別に定めた会費規定に基づき入会金・年会費を本会に納入するものとする。

(入会の許可)

第7条 1 本会の会員になろうとする者は、この会員規約に従うことを承諾のうえ、入会を申請するものとする。

2 入会申請は、別途定める入会申込書に必要事項を記入し、提出するものとする

3 正会員として入会しようとする者は、会長の承認があったときに正会員となる。

4 賛助会員として入会しようとする者は、この入会規則を満たすときに賛助会員となる。

5 以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないものとする。

- (1) 入会申請書に事実と異なる内容があるとき
- (2) 本規則への同意の事実を確認できないとき
- (3) 本会の趣旨に反する活動を行っている個人又は団体からの申請であるとき

(退会)

第8条 1 会員は、定款第8条に定める手続に従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、本規則に定める書式にて退会届出書を作成し提出しなければならない。

3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第9条 本会は、定款第9条のとおり会員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

(会員たる資格の喪失)

第10条 定款第10条の各号に該当した当該会員に対して本会より書面等により通知した時に会員たる資格を喪失する。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第11条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(改正)

第12条 本規則の改正は理事会の決議による。

附則

1. この規則は、令和7年5月26日より施行し、平成30年10月1日より適用する。